



公益社団法人自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室
TEL: 03-3437-5466 FAX: 03-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL: +81-3-3437-5466 FAX: +81-3-3578-6687 E-mail: jclu@jclu.org URL: www.jclu.org/

2015年10月27日

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村洋一

同 紙谷 雅子

同 芹 沢 斉

同 升味佐江子

辺野古埋立て承認取消に対する国土交通大臣の執行停止決定に関する声明

国土交通大臣は、本日、翁長沖縄県知事のした辺野古埋立て承認取消処分について、その効力を停止する決定をした。

しかし、国土交通大臣によるこの効力停止決定は違法無効である。

そもそも、防衛省沖縄防衛局長は、閣議決定に基づき国が米国に基地に提供するという行政目的のために埋立ての承認申請を行ったのであるから、この申請は行政主体である国の行政機関としての行為である。そして、取消処分は、行政主体である県の機関である沖縄県知事が、行政主体の機関という「固有の資格において」処分の相手方になった沖縄防衛局長に対し行ったものである。したがって、その処分に不服であるからといって、沖縄防衛局長が「国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって…国民の権利利益の救済を図る」（行政不服審査法1条1項）ことを目的とする審査請求をすることはできない。このことは行政不服審査法57条4項から明らかである。

したがって、国土交通大臣のした効力停止の決定は、審査請求をする資格を有しない沖縄防衛局長の申出によるものとして、違法無効なものである。実質的に見ても、国は、防衛省として辺野古の埋立ての承認を求め、これに対し地方公共団体である沖縄県知事がこの承認を取り消すと、今後は国土交通大臣がその効力を停止するとしたのであり、国の対等当事者としての地方公共団体の立場は全く無視されている。このような決定によって、国は工事を続行し埋立ての既成事実を積み重ねることで、後日裁判で争われても、「埋立ては完成し訴えの利益がない」と主張することを狙っているものと考えられるが、そのような不公正な手法は許されない。

当協会は、国が、知事の取消処分の是非については、第三者機関である国地方係争処理委員会や高等裁判所の判断に委ね、その結論が確定するまで取消の効力を維持し埋立て工事を中止するよう強く求める。

以上